

# 平成 27 年度くりやま暮らし体験事業実施要項

## 【目 的】

栗山町への移住を検討している者に対し、町内における生活体験をする機会を提供することで、移住者と交流人口の増加を図ることを目的とする。

## 【内 容】

体験者に一定期間、家具、電化製品などを完備した「くりやま暮らし体験住宅」にて、栗山町での生活を体験する。

## 【対 象】（次のいずれも満たす方）

- ・栗山町に移住及び二地域居住、シーズンステイを検討されている方
- ・アンケート調査及びパンフレットや WEB サイト等への写真掲載に協力いただける方
- ・体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話等の常時連絡可能な通信手段を所有している方

## 【実 施 期 間】

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日とする。

## 【体 験 期 間】

2 週間から 3 カ月までとする。但し、他の希望者がいない場合は、3 カ月を超えて体験可能とする。

## 【体 験 施 設】

施設名	住 所
緑酔庵（りょくすいあん）	北海道夕張郡栗山町字湯地 91 番地 19
シャトレゼコテージ No.1～No.6（全 6 棟）	北海道夕張郡栗山町字森 （シャトレゼ ゴルフ&スパリゾートホテル栗山内）
リーズン 93	北海道夕張郡栗山町字中里 60 番地

## 【体 験 料 金】

体験料金は体験施設の利用に要する費用（光熱水費・駐車場代）を含み、飲食費・日常生活に係る消耗品費・交通費を含まないものとする。体験料金は各月 1 泊料金をもとに日割り計算とし、月をまたいで滞在する場合は前月 1 泊料金を適用する。また、体験者の人数による加算はなしとする。

※シャトレゼコテージは 2 人を超えて体験する場合、寝具代として 1 人に付き 500 円/1 泊とする。

※シャトレゼコテージは体験料をクレジットカード（JCB・MC・DC・VISA・UC）で支払可能。

※各施設の体験料金については「くりやま暮らし体験施設料金表」を参照。

## 【入 室 退 室 時 間】

体験施設への入室時間は原則として体験開始日の 15：00 から 17：00 とし、退室時間は体験終了日の 10：00 までとする。但し、やむを得ない事情により時間内に入退室できない場合は、事前に連絡の上、事務局と協議する。

## 【生 活 備 品】

テレビ・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・コンロ・食器・調理器具・洗濯機・暖房器具・ソファ・テーブル・食器棚など

※各施設の備品一覧は「くりやま暮らし体験施設備品一覧」を参照。（WEB サイトにて掲載）

## 【募集期間】

平成26年12月8日から平成27年1月31日まで1次申込の受付期間（郵送の場合必着）とする。但し、平成27年2月1日以降についても、体験申込のない施設・期間については随時受付可とする。体験施設の予約状況については、WEBサイト内「体験施設予約状況」にて公開する。

## 【申込方法】

体験希望者は「くりやま暮らし体験事業参加申込書」をファクシミリか郵送、Eメールにて提出、若しくは「オンライン予約申込」にて申請する。1次申込期間終了時において、体験希望者の申込施設・期間が重複した場合は事務局において抽選し決定する。（申込順での決定は行わない）

## 【受付方法】

体験施設・期間が確定した者には「くりやま暮らし体験事業参加受付通知書」を郵送にて通知（平成27年2月中旬ごろ）する。体験者は通知書を受け取った日から原則として7日以内に、体験料の20%を申込金として前納（銀行振込にて納入。振込手数料は事務局が負担）しなければならない。申込金納入の確認後、事業参加決定とし「くりやま暮らし体験事業参加決定通知書」を郵送にて通知する。申込金を除く体験料については、体験開始日に納入する。決定通知後の体験期間の変更及び取り消しは原則として不可とし、申込金及び体験料の返金を行わない。但し、体験者の責めに帰することができない理由等により、滞在できなくなった場合はこの限りではない。

## 【体験特典】

くりやま暮らし体験事業参加者には下記の体験特典のサービスを提供する。

- ・栗山町内加盟店（商店・飲食店等）で使用できる「くりやまギフトカード」5,000円分贈呈。
- ・ホテルパラダイスヒルズ「天然温泉くりやま」入浴無料。（回数制限なし）
- ・体験施設内でのインターネット環境整備の為、Wi-Fiルーターをレンタル。（有料200円/1日）
- ・寝具レンタルサービスの提供。体験施設への配送可能。（有料1組4,968円～）

※Wi-Fiルーターレンタル・寝具レンタルを希望の方は事前申込が必要。

## 【使用制限】

体験施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。規定に反する行為があったと認められた場合、使用許可を取り消すことができる。

- ・犬、猫等の動物を飼育すること。
- ・物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・興行、展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・その他、体験施設の使用にふさわしくない行為。

## 【申込先・問い合わせ】

くりやま移住促進協議会事務局（栗山町役場ブランド推進課内）  
電話：0123-73-7516（平日8:30～17:15）FAX：0123-73-2160  
Eメール：iju@town.kuriyama.hokkaido.jp  
URL：<http://www.kuriyama-iju.com/>

平成26年12月7日改訂版